

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年7月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 事業計画変更承認申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告事項

- 報第1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第3号 農用地利用集積計画等の解約通知について
- 報第4号 農地潰廃通報について
- 報第5号 作付変更届について
- 報第6号 農地法第3条の3の届出について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 坂井浩行委員 | 2番 早川直子委員 |
| 3番 山屋和徳委員 | 4番 栞原一郎委員 |
| 5番 小池秀一委員 | 6番 志田洋一委員 |
| 7番 笹岡大介委員 | 8番 瀬高栄津子委員 |
| 9番 山倉 広委員 | 10番 佐藤直人委員 |
| 11番 小師栄一委員 | 12番 飛岡雅史委員 |
| 13番 井上利弥委員 | 14番 五十嵐弘作委員 |
| 15番 吉田 昇委員 | 16番 鈴木範男委員 |
| 17番 熊倉 睦委員 | 18番 田邊健一委員 |
| 19番 淡路五樹委員 | |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 16名

- | | |
|--------|---------|
| 青木誠一委員 | 岡崎耕一郎委員 |
| 川上利男委員 | 北澤正之委員 |
| 小出和哉委員 | 小林克洋委員 |

佐々木 一 光 委員
中 澤 伸一郎 委員
平 松 広 之 委員
丸 山 由 夫 委員
若 林 昌 広 委員

高 山 弘 則 委員
新飯田 雅 樹 委員
堀 江 義 栄 委員
山 崎 哲 矢 委員
渡 辺 秀 人 委員

推進委員欠席委員 2名

駒 形 徹 委員

山 谷 秀 昭 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 山 井 修
経 営 基 盤 係 長 上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任 小 柳 章 子

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時35分 三條新聞社傍聴)

議長（栗原会長）

これより総会を開会します。

(挨拶 略)

最初に、出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、欠席ゼロ、推進委員、在任委員18名、出席16名、欠席2名で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名いたします。

8番、瀬高栄津子委員、12番、飛岡雅史委員からお願いいたします。

次に、議事参与の制限について、議第1号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条第1項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることとなります。

それでは、お諮りします。議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第5号及び報第1号から報第6号までの以上11件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明いたします。

10ページ欄外を御覧ください。今月申請のあった案件は、新規設定11件で、合計3万7,039.91平米です。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

番号ごとに順次説明します。1ページをお願いします。

33番は、代官島地内の農地1筆、459平米。

34番は、代官島地内の農地53筆、6,954.91平米。

5ページをお願いします。

35番は、飯田地内の農地6筆、9,041平米。

6ページをお願いします。

36番は、飯田地内の農地3筆、1,151平米。

37番は、飯田地内の農地1筆、274平米。

38番は、葎谷地内の農地1筆、1,941平米。

39番は、大宮新田地内ほかの農地6筆、6,337平米。

8ページをお願いします。

40番は、柳川新田地内の農地3筆、4,112平米。

41番は、東大崎一丁目地内の農地4筆、4,323平米。

42番は、中野原地内の農地1筆、1,203平米。

10ページをお願いします。

43番は、庭月地内の農地1筆、1,244平米。

全件新規設定をするもので、令和7年9月30日に県公告を予定しているものとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第1調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

それでは、第1調査部会の調査結果について報告いたします。

最初に、第1調査部会の開催概要について報告します。当部会は、7月28日午前9時から三条庁舎2階大会議室北側において、栞原会長同席の下、開催しました。開会后、

事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て、調査結果を取りまとめ、午前10時28分に閉会しました。

続いて、議第1号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。今月、意見照会のあった案件は、利用権の新規設定で11件、3万7,039.91平米です。いずれも事務局から申請書類の審査結果の詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件などの各要件を満たしていることから、原案のとおりとし、意見なしとすべきものとなりました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言お願いいたします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

11ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの2件、合計704平米です。番号ごとに順次説明いたします。

6番は、吉田地内の農地1筆、145平米を相続したが、耕作できないことから、譲渡人の要望で譲受人に売買するもので、価格は総額で〇〇〇円です。

7番は、飯田地内の農地1筆、559平米を相続したが、耕作が困難なことから、譲渡人の要望で譲受人に売買するもので、価格は農地のほか宅地や山林などの土地と居宅や農舎などの建物と合わせて総額〇〇〇円です。

また、経営面積がありませんので、補足説明しますと、営農計画書の提出があり、農業経験はありませんが、近隣農家の方々に習いながら自家消費のための野菜を栽培して

いくとのこととです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買によるもの2件、704平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

12ページを御覧ください。今月の申請は1件、1万5,684平米です。

4番は、事業計画の変更のみの案件で、平成3年7月15日付で農地法第5条の許可を受けた原地内の農地4筆、1万5,684平米について、当初計画で配送センター1棟の建設を予定していましたが、景気の低迷が続き、履行することが不可能となったため、現状の山林として周囲の土地に被害を出さないよう管理したいものです。場所につきましては、長沢小学校の南東側600メートル付近で、中山間地域に位置する小集団の生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地、いわゆる中山間2種と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は1件、1万5,684平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり承認すべきものとなりました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

14ページ欄外を御覧ください。今月の申請は4件、1,721平米です。

番号ごとに順次説明いたします。13ページをお願いします。

18番は、松ノ木町地内の農地1筆、198平米を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、大崎学園の北西側600メートル付近で、おおむね500メートル以内に2つ以上の医療施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

19番は、西中地内の農地2筆、259平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては三条市総合福祉センターの南西側450メー

ル付近で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的が申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な住宅で、集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

20番は、大島地内の農地2筆、303平米を使用貸借権の設定により、既存駐車場と一体で駐車場9台分の用地として利用したいもので、場所につきましては大島中学校の北東側700メートル付近で、住宅等の連たんする区域内的の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

21番は、井戸場地内の農地2筆、961平米を賃貸借権の設定により、選果場兼従業員休憩所及び10台分の駐車場の用地として利用したいもので、場所につきましては協同組合大島工業団地組合会館の北東側300メートル付近で、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するために行われるものであるため、農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は4件、1,721平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願について』説明いたします。

15ページを御覧ください。

今月の証明願は1件です。

2番は、被相続人が令和7年4月27日に死亡され、公正証書遺言により相続を行ったため、遺産分割協議書の作成はありません。農地の相続面積は、田、1万2,634平米、畑、3,147平米、計1万5,781平米で、今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出された農地は畑、2,051平米です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

それでは、議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願について』の調査結果を報告します。

今月は、1件、1名の願出について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、被相続人がこれまで農業を営んでいた実績があること、相続人が相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うことが認められること、特例の対象となる農地が農業を営んでいた被相続人から相続により取得した農地であり、全て農地として適正管理していることから、適格者証明は適当と判断いたしました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり適格者として証明書を交付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり適格者として証明書を交付することに決定いたしました。

以上で事前に調査部会から調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第1調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（栗原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第6号までの6件を一括議題といたします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告をお願いします。

農政対策部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

農政対策部会は、7月22日午前9時30分から三条庁舎2階大会議室北側において、栗原会長及び井上会長代理同席の下、開催しました。

議題は、毎年実施しております令和7年度農地パトロールについて、令和7年度作況調査について、農地移動適正化あっせん基準等の見直しについて、令和8年度三条市農林関連施策の要望についてであります。

初めに、令和7年度農地パトロールについて報告します。お手元の資料1ページを御覧ください。調査内容は、遊休農地の実態や前年度の農地法第3条の許可後における耕作状況の把握についてです。

続いて、8ページの令和7年度農地パトロール区域を御覧ください。原則タブレットの現地確認アプリを使って調査しますが、事務局職員が同行し、タブレットの操作を支援する必要があることから、本日から8月12日までの予定で実施します。

なお、日程や実施方法、班編成など詳細につきましては、総会終了後に事務局から説明があるので、よろしく願います。

次に、作況調査について報告します。先月、農林水産省から作況指数の廃止が発表されたところですが、市内の農業者が注目していること、農業委員会独自の調査であることから、今年度の作況調査も例年同様圃場検分による調査とし、各委員から記録用紙に作況や予想収量などを記録していただきます。

資料9ページを御覧ください。8月29日午後1時30分から実施することといたしました。作況調査を行う圃場は、三条地域2か所、栄地域・下田地域はそれぞれ1か所で実施することといたしました。また、調査終了後、作況調査検討会を実施します。

次に、農地移動適正化あっせん基準等の見直しについてでございます。先月の総会で

付託を受け、見直しを検討したところ、あっせん基準は変更箇所がないため、現行のとおり施行することといたしました。また、農地移動適正化あっせん事業の取扱いについては、資料10ページのとおり原案を作成しましたので、意見や要望のある場合は8月12日までに事務局へお申し出ください。期限までに意見等がなければ、8月12日から運用することといたします。

次に、令和8年度三条市農林関連施策の要望についてでございます。令和7年9月30日午後1時30分から栗原会長、井上会長代理、志田部会長代理、鈴木部会長代理、私の5名で市長に面会し、要望書を提出することといたしました。また、要望項目は昨年と同じく10項目としました。

資料12ページ以降に要望（案）を記載しておりますが、朱書きの箇所は昨年の要望事項から変更したものとなります。こちらについても、意見や要望がある場合は8月12日までに事務局へお申し出ください。皆様からの意見等を反映した要望事項は、来月の総会で改めて御説明いたします。

以上で農政対策部会からの報告を終わります。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

ただいまの農政対策部会の結果報告の中で御質問がございましたら御発言願います。

15番、山寄推進委員。

推15番（山寄哲矢委員）

先日の視察研修で喜多方市の「小学校農業課」の取組を視察しましたが、大変有意義な取組だと感じましたので、もし間に合えばぜひ、三条市でも同様の取組を実施できるよう、市長要望に加えていただければと思います。

事務局（上林経営基盤係長）

御意見ありがとうございます。先ほど農政対策部会長から説明のあったとおり、お示ししたものはあくまでも原案でございます。今ほどの山寄委員からの御意見も含め、改めて内容を精査させていただき、来月の総会で御説明させていただければと思いますので、よろしく願います。

議長（栗原会長）

それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり。）

議長（栗原会長）

ほかにございませんか。

15番、山寄推進委員。

推15番（山寄哲矢委員）

冒頭の会長挨拶の中で、農地中間管理事業において賃料支払いの遅延や滞納が生じているというお話がありましたが、私も生産農家の一人として、年1回の支払いというのは厳しいのではないかと感じています。販売代金の回収に手間取ったりして、引き落と

し期限に間に合わないことが支払いの滞る原因だと思しますので、引き落としの手間にかかるでしょうが、例えば10月、11月、12月の年3回くらいの支払い回数にさせていただければ、資金繰りの面でも支払いする側の負担は大分軽減しますので、ぜひ農林公社に要望を上げていただきたいと思います。

事務局（上林経営基盤係長）

今ほどの農地中間管理機構への賃料支払いの時期に関しましては、今年度からは10月末に耕作者の方の口座から引き落としをさせていただき、11月の10日頃をめどに所有者の方へ振り込む形の年1回となっております。これについては、今年度からの農地中間管理事業の本格運用に先立ち、三条市だけではなく、他市町村の農業委員会・農政部局からも、年1回の支払いというのは厳しいのではないかという意見があり、これは既に農林公社に話をしております。未納の少なくなるよう、改めて農家の代表である皆様からもそういう声があるということを農林公社に伝えますので、よろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり。）

議長（栞原会長）

ほかにございませんか。

2番、早川委員。

2番（早川直子委員）

私も先般の視察研修に参加させていただき、大変有意義な研修だったと思いましたが、それと同時に道中の車窓からの景色にとっても衝撃を受けました。東日本大震災から14年ということですが、耕作者が帰ってきていないとか除染が進んでいないとかが原因だと思いますが、優良農地であったであろう圃場がいまだに復興されない状況を目の当たりにして、柏崎刈羽原発の再稼働の動きがある中で他人事ではないなと感じました。

この農林関連施策の要望になじむものか分かりませんが、こういうタイミングで福島現状を見てきたわけですので、今後の原発再稼働の判断材料の一つとして、万が一の原発事故があった場合の影響について、農業委員会から市へ報告する機会はないかと思いましたので検討をお願いします。

事務局（上林経営基盤係長）

三条市は、柏崎刈羽原発の避難計画の対象となる30キロメートル圏内からは辛うじて外れておりますが、場合によっては事故の影響が及ぶことも考えられますので、今年度以降、取り上げるかどうかということも含め、農政対策部会で検討したいと思います。

議長（栞原会長）

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

ないようですので、私から作況調査についてお話をさせていただきたいと思えます。

今年度の作況調査については、資料に記載のとおりとなりましたが、私としては委員

の皆さんの圃場で実施したいという考えがあり、何名かに照会してみましたが調整がつきませんでした。田植時期がどうだとか、よく育っていないとか、そういうことではなく、次年度以降はぜひとも委員の皆さんの圃場で作況調査を実施する方向で検討したいと思しますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

御発言がないようですので、報第2号「農政対策部会の結果報告について」を終わります。

農政対策部会長は、自席へお戻り願います。

議長（栞原会長）

次に、報第3号から報第6号までの4件について、事務局、報告願います。

事務局（山井事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栞原会長）

次に、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

来月は第3調査部会の当番でございます。8月25日午前9時から厚生福社会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（栞原会長）

なお、来月の総会は、8月29日午前9時30分開会を予定しておりますので、よろしくをお願いします。

以上で総会を閉会いたします。

午前10時15分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 栞原 一郎

議事録署名委員（ 8 番） 瀬高 栄津子

議事録署名委員（ 1 2 番） 飛岡 雅史
